

明治学院大学オープンアクセス方針実施要領

2026 年 6 月 17 日大学評議会承認

この要領は、「明治学院大学オープンアクセス方針」（2026 年 1 月 1 日施行）の実施に必要な事項について説明するものです。

（趣旨）

1. 明治学院大学（以下「本学」という。）は、本学に在籍する教員等（以下「教員等」という。）によって得られた研究成果に対する学内外からの自由な閲覧を実現することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、情報公開の推進と社会に対する説明責任を果たし、開かれた大学として社会貢献を果たすものとする。この理念のもとに、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

（1）明治学院大学オープンアクセス方針（以下「本方針」という。）の趣旨と目的

明治学院大学は、「Do for Others（他者への貢献）」を教育理念としています。

本学は、ここに本方針を策定し、本学において創生された研究成果を広く学内外に公開し、また、そのアクセスを恒久的に保証することにより、学術研究のさらなる発展に寄与し、社会の持続的発展に貢献します。

本学はこれまでも「明治学院大学リポジトリ運用規程（以下、「リポジトリ運用規程」という。）」に基づき、研究成果のリポジトリ登録および学内外への公開を行ってきました。本方針を制定することにより、本学の研究機関としての責任を果たすことを学内外に向けて宣言します。

（2）オープンアクセスとは

オープンアクセスとは、学術情報（特に査読を受けた学術論文）をインターネット上に無料で公開し、誰もが障壁なくアクセスし、利用できるようにすることです。また、オープンアクセスは、著者にとっても以下のようなメリットがあると考えられます。

- ・研究成果へのアクセスの機会をより広く提供できる
- ・研究成果の社会的および学術的共有が促進されることが期待される

(3) オープンアクセスの種類

オープンアクセスの手段としては、大きく分けて以下の2種類があります。

- ・グリーン・オープンアクセス

学術論文等を機関リポジトリ等に登録し、無料で公開する方法。

- ・ゴールド・オープンアクセス

著者が学術雑誌出版社へ APC (Article Processing Charge : オープンアクセス論文掲載料) を支払うことで、電子ジャーナルサイト上で論文をオープンアクセスにする方法。掲載する全ての論文がゴールド・オープンアクセスの雑誌は「フル OA 誌」や「ゴールド OA 誌」などと呼ばれ、出版にかかるコストは APC によって賄われています。一方、著者が APC を支払った (オープンアクセスオプションを選択した) 論文のみ無料で公開される「ハイブリッド OA 誌」と呼ばれる雑誌もあります。

(学術研究成果の公開)

2. 教員等は、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載された研究成果(以下「研究成果」という。)を、本学において運用する学術機関リポジトリ「明治学院大学機関リポジトリ」(以下「リポジトリ」という。)、その他該当研究成果の著者が選択する方法によって公開することが望ましい。ただし、研究成果の著作権は本学には移転しない。

本方針は、本学リポジトリに研究成果を登録することにより、グリーン・オープンアクセスを実現することを目指すものです。ただし、教員等が希望する場合には、オープンアクセス誌への掲載による公開やその他外部リポジトリ等での公開を選択することも可とします。

(1) 「教員等」の範囲

本方針の対象者は、本学に在籍する常勤の教職員(有期雇用の場合を含む)です。前述以外の教職員、大学院生については本方針の対象には含まれませんが、対象とならない本学構成員の研究成果についても、「明治学院大学機関リポジトリ運用規程」(以下、「リポジトリ運用規程」という。)に基づき、リポジトリに登録が可能です。本学に在籍する教職員が退職した後も、本学在籍時に出版され、リポジトリに登録した研究成果は引き続き保存、公開されます。

(2) 「研究成果」の範囲

登録対象となる研究成果は、学術論文等をはじめ、学位論文、研究報告書、図書あるいは図書の一部(担当章等)、会議録、テクニカルペーパー、学会発表で用いられたスライドや配布資料、各種研修会などにおける講演資料等です。

(3) 著作権について

研究成果がリポジトリに登録された後も、当該研究成果の著作権その他の権利が本学に移転することはありません。

(適用の例外)

3. 著作権等の理由、教員等または本学の判断によりリポジトリ等による公開が不適切であるとみなされた場合、当該研究成果を公開しない。

<教員等の判断で公開できない(公開しない)例>

- ・ 著作権者である出版社あるいは共著者の許諾が得られない
- ・ 著作権は教職員自身が有するが、出版社との契約等によりインターネット上で公開することができない
- ・ 発行版（出版者版）と異なる版（著者最終版など）の公開を差し控えたい

また、以下のような特別な事情により、リポジトリ掲載後に学長または学長が委任した者の判断により研究成果の公開が不適切であるとみなされた場合は、当該研究成果を公開しません。

<学長または学長が委任した者が公開を不適切であると判断する例>

- ・ 個人情報やプライバシーに関する情報が含まれており、インターネット上での公開が適切ではない
- ・ 捏造・改ざん・盗用・剽窃等、研究活動における不正行為があった場合
- ・ その他、学長または学長が委任する者が当該研究成果の公開を不適切と判断した場合

(適用の不遡及)

4. 本方針施行以前に出版された研究成果には、本方針は適用しない。

(電子データの提出とリポジトリへの登録)

5. リポジトリへの登録により公開する場合、教員等はできるだけ速やかに適切な版を本学に提供する。リポジトリの登録、公開等リポジトリに関する事項は「明治学院大学機関リポジトリ運用規程」に基づき取り扱う。

本方針は、施行日（2026年1月1日）以前に出版された研究成果には適用しません。

研究成果が出版された後、できるだけ速やかに図書館にご提供ください。その際、リポジトリ登録申請書も合わせてお送りください。

リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、リポジトリ運用規程に基づき取り扱います。

リポジトリへの登録を希望する際には下記の点にご留意ください。

(1) リポジトリ登録が許諾される適切な版について

リポジトリへの登録が許諾される版は、掲載誌の方針により異なります。掲載誌がリポジトリ登録を認める版をご提出ください。「出版社版」の登録が認められていれば「出版社版」を、「出版社版」の登録が認められていない場合は、「著者最終稿」をご提出ください。海外の出版社の多くは、「著者最終稿」のリポジトリ登録を認めています。「著者最終稿」を出版社に提出後、さらに修正を行う場合など、「著者最終稿」の公開が適切ではないことも考えられます。このような場合は、事情に応じて、リポジトリ登録が許諾される適切な版をご提出ください。

リポジトリによる本文の公開について、出版社等が公開禁止期間（エンバーゴ）を設定している場合は、エンバーゴ終了後にリポジトリにて公開します。

・ 出版社版

著者校正後、出版社が版組を行い、雑誌に掲載された論文

・ 著者最終稿

査読後、出版社に受理された原稿で、著者校正や出版社による版組が行われる前の原稿

(2) 共著者の許諾について

共著者がいる場合は、あらかじめ共著者（全員）からリポジトリ登録の許諾を得た上で、研究成果をご提出ください。許諾はメール等の文書でとることをお勧めいたします。なお、許諾回答書を図書館にご提出いただく必要はありません。

(3) 著作権者の許諾について

登録申請者以外に著作権者がいる場合は、事前に許諾を得る必要があります。共著者の同意が得られた旨は、「リポジトリ登録申請書」を用いてお知らせください。共著者間での同意書等を図書館に提出いただく必要はありません。

(4) 研究成果の提出について

研究成果が電子化されている場合は、電子メールまたは記録メディア（CD-ROM 等）を郵送または学内便等でお送りください。

(5) リポジトリへの登録

リポジトリへの登録は、図書館が代行して行います。出版社、学協会等により公開可能となるまでの期間（エンバーゴ）が定められている場合には、指定した日まで研究成果のファイル公開を保留する措置をとります。

(6) オープンアクセスとライセンス

論文の出版に際しては、学会誌、学術誌等の媒体がありますが、特に学術誌においては非 OA か OA で発表しているか、また OA の場合はゴールドかハイブリッドかによって条件が変わります。リポジトリ以外に発表する、またはしている場合、著作権等のライセンス処理について必ずご自身でご確認ください。

(その他)

6. 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間において協議して定める。

本方針の実施にあたり、定めのない事項については、必要に応じて、教職員、学協会・出版社、学内関連部署等の関係者間で協議して決定します。

(付則)

・本実施要領は、2026 年 1 月 1 日に遡及して施行する。

＜参考＞学術論文等のオープンアクセスに係る動向について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）を柱として、国内外のオープンサイエンス推進の流れを受け、公的資金による研究成果への即時オープンアクセス推進に関する国の方針が決定しています。

上記に基づき、2025 年度新規公募分から、学術論文を主たる成果とする競争的研究費制度を対象に、学術論文等の即時オープンアクセスの実現が義務となります。即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費の学術論文および根拠データについては、即時に「機関リポジトリ等の情報基盤」への掲載が義務づけられることになります。